

IV 除菌・消毒業務標準仕様書

1 目的

新型コロナウイルス感染予防の情勢を受け、建物内の来館者等が触れる部位について除菌・消毒作業を行い良好な環境を維持するための業務委託にかかる仕様を定めたものである。

2 作業区域及び対象場所等

作業区域：建物内

対象場所：エレベーター操作盤・建物出入口やごみ置き場、集会室等
：各室共用のドアノブやハンドル
：トイレ・給湯室・浴室（脱衣所含む）や給水場所の蛇口等

3 業務内容

- ①ペーパータオルやダスター、ウエス等に十分に溶剤を含ませて拭き、自然乾燥させる。
- ②金属部位に使用した場合は、10分後水拭きする。
- ③作業に当たっては、マスク及びゴム手袋等を装着する。
- ④消毒作業時には、清掃作業時に着用するものとは色分けなど別の手袋を用意する。
- ⑤ダスター、ウエス等は、トイレ、給湯室、共用部などで共用しない。
- ⑥ダスター、ウエス等は色落ちすることが考えられるため、白色使用。
- ⑦使用済みダスター、タオルは消毒に使用した同濃度の次亜塩素酸水 30 分付けた後洗濯

4 使用溶剤

- ① 次亜塩素酸ナトリウム水 (0.025%)
- ② キッチンハイター等、次亜塩素酸を 5%含む溶剤を使用する場合、蓋 1 杯 5ml を水 10 で希釈して使用。
- ③ 0.025%の低濃度液は、24 時間毎につくり替える。

5 作業時間及び回数

作業時間は以下の時間とする。(*1) 原則、トイレは1時間ごとの消毒、共用エリアは90分ごとの消毒とする。

(*1) 建物内：午前9時～午後9時、浴室、脱衣所：午後5時～午後11時
(建物内全般の清掃・消毒)、(浴室、脱衣所利用後の清掃及び消毒)

6 その他の事項

- ①乙は、消毒スタッフに毎朝の検温を徹底し、体調不良者は業務を行わないよう、指導すること。
- ②乙は、消毒スタッフにゴム手袋を着用させ、終了後の手洗いを徹底すること。
- ③消毒スタッフ及び同居の家族・親族等が、「医療機関・保健所から新型コロナウイルス検査（PCR検査）を受けることになった場合」等、勤務時間内外を問わず、その結果を乙は、甲に即時報告すること。